

平成 30 年 11 月 22 日

各 位

不祥事件の発生とお詫びについて

この度、誠に遺憾ながら、平成 30 年 10 月に元職員による集金先のお客様から現金を着服する事件が発覚いたしました。

今回の事件は、JA への信頼を失わせる行為であり、このような事態を招きましたことを厳粛に受け止め深く反省いたしますとともに、組合員・利用者の皆様には多大なご迷惑とご心配をおかけすることになり、心から深くお詫び申し上げます。

1. 不祥事件の概要・経過

元職員は、平成 28 年 8 月から平成 29 年 12 月まで、集金先のお客様より 15 回にわたり総額 145,000 円の現金を着服していました。

お客様には訪問のうえ、お詫びとご報告を申し上げ、当事者からの弁済も受けており、経済的な損失は生じておりません。

2. 今後の対応

当組合では今回の事態を厳粛に受け止め、役職員一同深く反省するとともに、再発防止の確実な実践および内部管理態勢のより一層の強化を図り、信頼回復のため役職員一同、誠心誠意取り組んでまいりますので、今後ともご理解ご協力の程お願い申し上げます。

西多摩農業協同組合
代表理事組合長 村野 英夫